

|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | 〔商法五一七〕株主総会の否決決議の取消しを求める訴えが却下され、可決決議の取消しを求める訴えの請求が棄却された事例(HOYA事件)(東京地裁平成二三年四月一四日判決)   |
| Sub Title        |   |
| Author           | 吉川, 信將(Yoshikawa, Nobumasa)<br>商法研究会(Shoho kenkyukai)   |
| Publisher        | 慶應義塾大学法学研究会   |
| Publication year | 2011  |
| Jtitle           | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.84, No.11 (2011. 11) ,p.59- 70   |
| JaLC DOI         |   |
| Abstract         |   |
| Notes            | 判例研究  |
| Genre            | Journal Article   |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20111128-0059">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20111128-0059</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 判例研究

株主総会の否決決議の取消しを求める訴えが却下

〔商法 五一七〕 され、可決決議の取消しを求める訴えの請求が棄

却された事例（HOYA事件）

東京地判平成二三年四月二四日民事八部  
平成二二年(ワ)第三四二〇二号 株主総会決議取消請求  
事件、一部訴え却下、一部請求棄却（控訴）  
資料版商事法務三二八号六四頁

## 〔判示事項〕

- 一 株主総会決議取消しの訴えの対象は成立した決議であり、否決決議の取消しを求める訴えは訴えの利益を欠く。
- 二 株主提案に係る事項を株主総会の目的とすることを拒否しても他の決議の取消原因とはならない。
- 三 株主提案に係る議案の招集通知への記載の漏れ・誤りは、当該議案と目的である事項を異にする他の議案に係る決議の取消原因とならない。
- 四 株主が事前質問書を会社に提出していても、株主総会で質問しなければ、取締役は説明義務を負わない。

## 〔参照条文〕

会社法八三一条一項一号、三三四条

## 〔事実〕

本件は、被告Y株式会社の株主Xが、平成二二年六月一日八日に開催されたYの第七二期定時株主総会（以下、「本件株主総会」という）において、Yが提案して可決された二つの決議及びXが提案したものの否決された一連の決議の取消しを求めた事件である。Yは、東京証券取引所市場第一部上場の光学ガラス・機器メーカーであり、発行済株式総数は約五三〇〇万株、一単元の株式数を一〇〇とする

取締役会設置会社である。Xは、株主提案権を行使し始めた平成二二年一月八日の六か月以上前から、Yの株式三万八〇〇〇株（議決権数三八〇）を保有しており、本件株主総会の決議の取消しを求める訴えの原告適格も有している。

平成二二年一月以降、XがYに対し、本件株主総会に向けて提案を行ってから、X・Y間で交渉が継続され、同年四月九日、Xが本件株主総会について一一七個の議案をYに提案した。その後もX・Y間で交渉が継続され、同年四月二三日、Xが優先順位を付した五九個の議案を記載した提案書をYに送付したところ、同年四月二八日付でYはXに対し、Xが最優先二〇議案としたものをベースに本件株主総会での運営の協議を続ける旨及び上記五九議案は取締役会で不適法な提案として否決される可能性が低くない旨を記した連絡書を送付した。同年四月三〇日、XがYに対し、特に優先すべき二〇議案に最終的な議案をまとめる旨を電話で連絡し、平成二二年五月一日付でYからXに対し、二〇議案のうち同月七日の取締役会で不適法と判断した五個を除き、提案の内容・提案の理由については、法令に従い、明らかに虚偽であるもの、専ら名誉侵害・侮辱目的によると認められるものについては記載していない旨を記した連絡書並びに株主提案、議案の要領及び提案の理由

の要領を記した添付書面を送付した。

平成二二年六月一日、本件株主総会においてY提案の取締役八名選任に関する第一号議案及び新株予約権発行に関する第二号議案を可決し、X提案による取締役九名選任に関する第三号議案及び一連の定款変更に関する第四号議案から第一七号議案までを否決したところ、平成二二年九月八日に至り、Xは、YがXの株主提案権を妨害し、また、本件株主総会での取締役等の説明には説明義務違反があるなどとして、本件株主総会の招集手続の法令違反、決議方法の法令違反又は著しい不公正を理由に、これらの決議の取消しを求めて提訴した。

平成二三年四月一日、東京地裁は、否決の決議の取消しを求める部分については、訴えの利益が認められないとして却下し、その他の請求については、株主提案権の妨害や説明義務違反は認められないなどとして棄却した。なお、これを不服として、Xが控訴したところ、平成二三年九月二七日、東京高裁は本件判決を支持して控訴を棄却したため、Xは最高裁に上告している（NEWS「東京高裁、H OYAの株主総会決議取消請求訴訟で株主の控訴を棄却する判決」商事法務一九四七号（平成二三年）五一頁）。

## 〔判旨〕

## 一 判示事項の一に関して

「原告は本件各否決の取消しを求めているが、株主総会決議の取消しの訴え（会社法八三一条）の対象となる株主総会決議とは、当該取消しの訴えを会社法上の訴えとして設けた趣旨に鑑みて、飽くまでも「成立した決議」というべきであるから、定足数を満たし、かつ、議案に対する法定多数の賛成によって成立したものをいうことになる（同法三〇九条参照）。そうすると、議案が否決されたということは、上記決議が成立しなかったということであつて、そもそも同法八三一条所定の株主総会決議には当たらない。換言するならば、否決の取消しを求める訴えは、典型的に訴えの利益を欠いているというべきである。

この点に関して、原告は、否決が取り消されるならば今後三年以内に同一の理由で再提案することが可能となる（同法三〇四条ただし書）として、この取消しを求める必要性があり、この点から訴えの利益がある旨主張する。しかし、上記のように否決が取消訴訟の対象たる決議に当たらないと解される以上、このような再提案の可否については、実際に再提案をしてこの再提案を会社が拒否したとすればそのときに、これを争うことが可能であると解される

から、再提案を制限する同条ただし書があるからといって、否決の取消しの訴えの利益を肯定し、株主総会決議の取消しの訴えの対象となるとすべき理由にはならないというべきである……。」

## 二 判示事項の二に関して

「会社が株主の適法な提案を拒否した場合においては、それが議案の要領の通知等の請求の拒否（会社法三〇五条参照）に当たるときは、招集手続及び決議方法の瑕疵として、当該請求に対応する株主総会決議（可決）の取消原因を構成する余地がある。これに対し、一定の事項を株主総会の目的とすること自体を拒否したとき、すなわち他の議案の目的である事項とは別個の追加提案の拒否（同法三〇三条参照）に当たるときは、当該追加提案に対応する取消すべき決議が存在することはなく、また、上記拒否をもって他の提案に対応する当該株主総会の招集手続や決議方法全体の瑕疵を構成するとみるべき理由もないから、現に行われた他の決議の取消原因となることもないというべきである。

……本件各可決の議題及び内容と、原告提案の五九個の議案……のうち、原告が平成二二年四月三〇日にまとめた二〇個……を除く三九個の議案及び被告が上記招集通知に

記載しなかった五個の議案の議題……及び内容……とを対照すると、両者は議案の目的である事項を異にするものと認められるから、上記四四個の議案の提案が本件株主総会に上程されなかったことは本件各可決の取消原因とならないといふべきである。」

### 三 判示事項の三に関して

「……招集通知における議案の記載に漏れや誤りがあったとしても、そのことは、当該議案と目的である事項を異にする他の議案に係る決議の取消原因を構成しない……。」

### 四 判示事項の四に関して

「……会社法三一四条所定の取締役等の説明義務は、同条に規定するように株主総会において株主から特定の事項について説明を求められた場合に生ずるものであり、株主が事前質問書を会社に提出していても、株主総会で質問がない限り、取締役等がこれについて説明する義務を負うものではないと解される。他方、株主総会でされた質問については、取締役等は、同条に基づき、株主総会において、決議事項の内容、株主の質問事項と当該決議事項との関連性の程度、質問がされるまでに行われた説明（事前質問状が提出された場合における一括回答等）の内容及び質問事項に対する説明の内容に加えて、質問株主が保有する資料

等も総合的に考慮して、平均的な株主が議決権行使の前提として合理的な理解及び判断を行い得る程度の説明をする義務を負うものと解される。」

## 〔研究〕

結論の一部に疑義がある。

### 一 否決の決議と決議取消しの訴えとの関係

株主総会決議の成立手続・内容に法令・定款違反という瑕疵がある場合には、本来その決議は無効とすべきものの、当該決議を前提として会社の内外で多くの利害関係者が係わり多数の法律関係が構築されるため、比較的軽微な瑕疵についても無効の主張を認めると混乱が生じるおそれがある。そこで、会社法は事案の画一的処理及び確実性をはかるため瑕疵の主張を可及的に制限し、かつ、確定判決の効力を修正している。すなわち、①招集手続・決議方法が法令・定款に違反するか、又は著しく不公正なとき、②決議内容が定款に違反するとき、③決議につき特別の利害関係を有する株主が議決権を行使したことにより著しく不当な決議がなされたときは、株主を含む一定の利害関係者だけが決議の日から三か月以内に訴えをもって総会決議の取消しを請求することができ（会社法八三一条一項）、請求を

認容する確定判決は対世効を有するものとされているのである（同法八三八条）。

資料により確認することができた、株主総会における否決の決議の取消請求に関する既往の判決は次の三つである。

(1) 監査役一名の選任と取締役報酬減額を求める株主提案による各議案を否決した決議に関し、決議方法の著しい不公正を理由に、主位的請求として平成一七年改正前商法（以下、「改正前商法」という）二五二条に基づく決議不存在確認を、予備的請求として同法二四七条に基づく決議取消しを求めた事件（山形地判平成元年四月一八日判例タイムズ七〇一号（平成元年）二三一頁）では、認容判決

が出た場合、会社は改めて株主総会を招集して当該議案を審議し、公正な方法により決議しなければならぬ義務を負うため、かかる公正な審議の場を求めることにつき原告らには法律上の利益がないとはいえないとの判断が示されている（もつとも、結論としては決議を取り消すべき瑕疵はないなどとして原告の請求が棄却されている）。少数株主権たる株主提案権の実効性を確保すべく、総会において提案理由の説明の機会が奪われるなど、否決の決議に瑕疵がある場合には、訴えの利益があると解すべきであるとしてこれを支持する見解もある（菊池和彦「判例評釈」ジュ

リスト一〇四一号（平成六年）一〇六頁）。

(2) 会社提案による議案を可決した決議と、役員等の報酬等を個別開示するための定款の一部変更に関する株主提案による議案を否決した決議の双方について、賛否の数を集計して明示しなかったことは法令に違反し、又は著しく不公正であるとして改正前商法二四七条に基づき決議の取消しが請求された事件（東京地判平成一四年二月二一日判例時報一七八九号（平成一四年）一五七頁）では、各決議が相当な方法で行われ有効に成立したことが認定され、請求が棄却されている。

(3) 自己の取締役再任に関する議案が否決された決議の取消しが請求された事件（東京地判平成二一年一二月一五日 Westlaw JAPAN 文献番号 WLJPCA12158004）では、ある議案の否決決議により新たな法律関係が形成されることはなく、当該決議の取消しにより新たな法律関係が生じるものではないから、特段の事情のない限り、否決の決議の取消しを求める訴えは、訴えの利益がないとして原告の請求が棄却されている（当該判決は、東京地裁民事第八部によるものであるが、同部に所属する裁判官が執筆した、東京地方裁判所商事研究会編『類型別会社訴訟第Ⅰ巻（第二版）』（判例タイムズ社・平成二〇年）三八三頁で既にこ

の考え方が示されている)。

これら三件の判決では、(1)と(2)の事件では否決の決議に関して取消しを求める訴えの利益があることを肯定し、(3)の事件では原則として訴えの利益が認められないとする点で異なるものの、三件とも否決の決議なるものが成立することを前提としている点では共通している。それに対して、本件判決は、判旨の一のとおり、決議の取消しの訴えの対象となる株主総会決議とは、当該取消しの訴えを会社法上の訴えとした趣旨に鑑みて、「成立した決議」をいい、議案が否決されたということは、決議が成立しなかったということであって、会社法八三一条所定の株主総会決議には当たらず、否決の決議の取消しを求める訴えは、定型的に訴えの利益を欠くと断じた点が特徴的である(弥永真生「本件判例評釈」ジュリスト一四二六号(平成二三年)六一頁、前掲資料版商事法務三二八号(平成二三年)六六頁における本件に関する無署名コメント)。

本件判決が決議取消しの訴えの対象を可決の決議に限るとしたのも、かかる決議であれば、それを前提として多くの利害関係者が係わり、多くの法律関係が構築されることが通常は想定されるからであろう。この立場からは、否決の決議については、それに基づいて何らかの登記がなされ

ることなく、それに従って新たな法律関係が展開されることもないため、原則として訴えの利益はないということになる(東京地方裁判所商事研究会・前掲三八四頁。なお、上柳克郎ほか編代『新版注釈会社法(5)』(有斐閣・昭和六一年)三一七頁「岩原紳作」は、決議取消しの訴えの対象となるのは、手続上の瑕疵がそれほど甚だしくはなくて、決議が一応成立している場合であるとする)。

また、決議の取消しの訴えには、大株主が自己又は第三者の純個人的な利益を追求して、客観的に著しく不公正な内容の決議を成立させることにより、会社又は少数株主の利益を侵害する多数決濫用が行われた場合に、会社又は少数株主を救済するという意義・機能もあるといわれている(上柳ほか編代・前掲三二六頁「岩原」、石山卓磨『現代会社法講義(第二版)』(成文堂・平成二二年)二〇一頁など)ように、決議の取消しが問題とされるのは通常は可決の決議である。

ところが、近年では株主提案に係る議案で、それが否決されたといっても本件株主総会の第四号議案や第一四号議案、著名などころではここ数年繰り返されたソニー株主総会での取締役報酬の個別開示を求める議案(「ソニー」経営陣の報酬、個別開示提案、賛成票五割に迫る」日経新聞

平成一八年六月二三日朝刊五面)のように半数に迫る株主に支持されたものも散見される(もつとも、これらの議案は定款変更を要するため可決には特別決議が必要ではある)。また、株主提案を行う株主は当該議案が可決されるよう、他の株主へ議案の要領を通知することを取締役に対して請求することや(会社法三〇五条一項)、株主総会の場で提案理由を説明することができるが、ここで会社側が株主提案にかかる議案の可決は好ましくないものと考えて、議案の要領を他の株主に通知することを怠るケースや、株主総会において提案株主に説明をさせないといったケースを想定すると、次のような疑問が生じる。かかる会社側の妨害の結果として、株主提案の趣旨を十分理解することのできない株主がいたため、惜しくも可決に至らなかったというような場合にも、否決の決議だから取消しの訴えの利益がないとして済ませてよいのだろうか。この場合の罰則は一〇〇万円以下の過料にすぎず(同法九七六条九号)、株主は損害賠償を請求し得る(弥永真生『リーガルマインド会社法(第一二版)』(有斐閣・平成二一年)一〇七頁、奥島孝康ほか編『新基本法コンメンタール会社法2』(日本評論社・平成二二年)二五頁「榊素寛」としても、それらの支払さえ覚悟すれば、会社側は株主提案の可決を妨

げ得ることになる。この不均衡を考慮すれば、否決の決議の取消請求という形で株主が議事において適正・公平な取扱いを受ける権利を訴訟上主張することが認められて然るべきであるように思われるが、否決の決議を取り消すことができたとしても、現行法上は、当該決議にかかる議案が可決されたものとみなされるものではない。前掲山形地判平成元年四月一八日のように、否決の決議の取消しを認容する判決が出た場合には、再決議の義務が生じると解しても、その履行を確保する手立てが問題となろう。

Yが、否決の決議取消しにより、今後三年以内に同一の理由での再提案が可能となる(同法三〇四条ただし書)として、訴えの利益がある旨主張した点につき、東京地裁は、再提案の可否については、実際に再提案をしてこの再提案を会社が拒否した時点で争うことが可能である(この箇所を、先行決議がなされた株主総会の招集手続又は決議方法に法令定款違反があれば、再提案を拒絶された株主総会における決議の取消事由にあたりと解する余地がある、と解する説もある(弥永・前掲「本件判例評釈」六一頁))として、再提案を制限する会社法三〇四条ただし書の存在は、否決の決議につき取消しの訴えの利益を肯定し、株主総会決議の取消しの訴えの対象となるときべき理由にはならな

いとす。しかし、実際に株主が再提案を試みて、それが会社に拒否された場合、当該株主は如何なる対抗手段をとることができるのであろうか。会社が株主の提案を違法に拒否する場合、当該株主はその提案を招集通知等に記載することを求める訴訟を起し、それを本案として株主総会開催禁止の仮処分を申請することが可能である（龍田節『会社法大要』（有斐閣・平成一九年）一六二頁、奥島ほか編・前掲二五頁「榊」）としても、そうした手段に訴えることは株主にとって負担が大きい。損害賠償の請求が可能であるとしても、それでは問題の根本的解決にはならない。この他、少数株主による株主総会招集請求権（同法二九七条一項）を行使するということも考えられないではないが、公開会社の場合、その行使には、原則として、総株主の議決権の一〇〇分の三以上の議決権を六か月前から引き続き有していることが必要となるなど、ハードルが高い。それより低い持ち株要件のもと、取締役が招集する株主総会に相乗りする形で株主提案権が行使可能とされている（大隅健一郎Ⅱ今井宏Ⅱ小林量『新会社法概説〔第二版〕』（有斐閣・平成二二年）一四七頁、奥島ほか編・前掲二四頁「榊」）ことからすれば話が逆となろう。

以上の次第で、判旨の one のように、否決の決議は決議取

消しの訴えの対象とならないと正面から切り捨てることについては疑義なしとしない。否決の決議には、経営陣に対する嫌がらせ的な議案に関する決議で同調者もほとんどないものだけでなく、説明義務違反や採決時の集計ミスが含まれ得る可決されたかもしれないものまで多種多様なものが包含され得ることから、後者のようなケースを是正する機会を残すべく、個別に取消訴訟の対象となるか否かを判断することが妥当ではないだろうか。また、そう解すること、株主提案権がないがしろにされることに對する抑止力になることも期待され得る。決議取消しの訴えが提起された場合であっても、総会招集手続・決議方法の法令・定款違反を理由とするも当該違反が重大なものではなく、当該瑕疵が決議に影響を及ぼさないと認められるときには、裁判所は裁量棄却することができるのであるから（会社法八三一条二項）、否決の決議が決議取消しの訴えの対象となると解してもそれほど大きな混乱が生じることはないであろう。

ここで、X が否決決議の取消しを請求する根拠としている、再提案の制限への該当回避という点に補足的に触れておきたい。泡沫な株主提案が繰り返されて会社の事務が滞ることを回避するため、株主提案に係る議案について一定

数以上の賛成を得られなかった場合、それから三年間は実質的に同一の議案を株主が提案することはできないものとされている。改正前商法二三二条ノ二第二項ただし書の文言は「……総会ニ於テ議決権ノ十分ノ一以上ノ賛成ヲ得ザリシ日ヨリ……」となっており、ここでの議決権とは、総会で議決権を行使した株主の有する議決権数を分母とし、株主提案にかかる議案に賛成した株主の議決権数を分子として計算した結果と解されていた（元木伸『改正商法逐条解説』（商事法務・昭和五六年）八五頁、上柳ほか編代・前掲七五頁以下「前田重行」、服部榮三編『基本法コンメンタール（第七版）会社法1』（日本評論社・平成一三年）二七四頁「早川勝」など）。会社法三〇四条ただし書では「……総会において（……）総株主の議決権の十分の一以上の賛成を得られなかった日から……」と「総株主」という文言が加わったため、再提案のハードルがかなり上がったように思われる。そもそも、株主提案権は、株主に総会における意思決定についてのイニシアティブをとる機会を与えるため、少数株主権として認められたものである（上柳ほか編代・前掲五九頁「前田重行」、前田庸『会社法入門（第一二版）』（有斐閣・平成二一年）三五八頁）。株主提案に係る議案が総会において多数の賛成を得て成立する

ことは少ないとしても、当該提案が招集通知・株主総会参考書類に記載されて他の株主にも直接開示されるので、その内容が正当である限り、他の株主の注目を集め、経営者にとり無視できない批判的意見形成の手がかりとなる。すなわち、会社・株主間又は株主相互間の意思疎通を促進する機能を有する点にこの制度の実質的意義が認められるのであるが（大隅ほか・前掲一四七頁以下）、その行使を制限することとなる、会社法における再提案要件の実質的引上げには疑問が残る。

## 二 株主による議題提案の拒否と、決議取消しとの関係

公開会社であるYにおいては、原則として、総株主の議決権の一〇〇分の一以上又は三〇〇個以上の議決権を六か月前から引き続き有する株主には、取締役に対して、株主総会の日から八週間前までに、一定の事項を当該総会の目的とするよう請求する権利、すなわち議題提案権が付与されている（会社法三〇三条二項）。適法に議題提案権が行使されたにもかかわらず、これが取り上げられなかった場合には、当該議題に関して株主総会において決議がなされることがないため、他の決議の効力に影響しないと通説は解している（東京地判昭和六〇年一〇月二九日金融・商事判例七三四号（昭和六一年）二三頁、河本一郎『現代会社法

〔新訂第九版〕(商事法務・平成一六年)四二七頁、前田庸・前掲三六二頁、上柳ほか編代・前掲八五頁「前田重行」など。これに加えて、上述したように、東京地裁は、決議取消しの訴えの対象を可決の決議に限るとする立場をとっており、本件では、Xが提案した五九議案のうち、総会に上程されなかった四四議案と可決された第一号議案及び第二号議案とを比較し、議案の目的たる事項、すなわち議題が異なると認め、これら四四議案が上程されなかったことは、可決された第一号議案及び第二号議案の取消原因とはならないとしている。通説に従えば妥当な結論といえることができるであろう。

ところで、適法に議題の提案権が行使されたにもかかわらず、その請求に係る事項を株主総会の議題として取り上げなかった取締役等に対する制裁は一〇〇万円以下の過料にすぎない(同法九七六条一九号)。ここでも、過料(さらにあるとすれば、提案権を無視された株主に対する損害賠償)の支払さえ甘受すれば、会社側は株主の議題提案権を無視することができるのではないかという懸念が生じる。会社側が可決を望まない議題については株主提案を故意に無視する一方で、可決を望む議題については手続を適法かつ慎重に行うというような場合には、当該総会で可決され

た他の決議についても取消しの対象とすることを認めるといような提案権無視の牽制につながる解釈も一考に値しよう(服部榮三「株主提案権」代わりポート六〇号(昭和五七年)四頁、末永敏和「改正商法下の株主総会」河本一郎ほか編『商事法の解釈と展望 上柳克郎先生還暦記念』(有斐閣・昭和五九年)五〇頁参照、松岡和生「株主総会(1)」税経セミナー二六卷一三号(昭和五六年)二八頁参照)。

三 株主提案に係る議案の招集通知への記載の漏れ・誤りが他の議案に係る決議に及ぼす影響

総会の目的たる事項(議題)は同じでも会社提出の議案に対して株主からそれと異なる提案、すなわち修正議案が提出されたにもかかわらず、これが無視され、招集通知に記載されないまま、会社提出の議案が可決されたような場合には、当該決議は法令違反の瑕疵を帯びるものとして取消しの対象となる(河本・前掲四二七頁、前田庸・前掲三六二頁、上柳ほか編代・前掲八五頁「前田重行」など)。本件において、Xは、否決された第三号議案から第一七号議案にかかる招集通知の記載に関して、Xからの修正要請をYが無視し、かつ、Xの提案理由をYが一方向的に修正・削除したことを理由に決議の取消しを求めている。否決さ

れた決議のうち、他の可決された議案と議題が異なるものについては前節二で述べた点が当てはまる。しかし、Yが提案して可決された第一号議案「取締役八名選任の件」と株主が提案して否決された第三号議案「取締役九名選任の件」とは同一議題に係る、かつ、候補者が一部重複するものの同社の取締役の上限数との関係で相容れない内容が含まれたものとなっている。この場合、第一号議案について説明義務等が尽くされたとしても、第三号議案について議案の要領の通知の欠如や提案理由の説明妨害等があった場合には、第一号議案の採決の有効性に影響を及ぼす可能性がないとはいえない。もっとも、本件では、Xからの修正要請とは具体的に何を指すのか明らかではなく、Xの提案理由の説明をYが修正したのは、個人のプライバシーに配慮して元取締役の指名を伏せ、Xの推測にすぎない部分を削除したなどというものであり、Xの提案理由の主旨は何ら損なわれておらず許容範囲にとどまるものであるとして、Xの主張は退けられている。東京地裁の認定した事実に基づく限り、この判断は妥当なものといえよう。

四 株主による事前の質問通知と総会における取締役の説明義務との関係等

取締役等は、「株主総会において」、株主から特定の事項

について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならぬ（会社法三一四条第一文）。株主総会の日より相当の期間前に株主が説明を求める事項を会社に対して通知した場合には、当該事項について説明するために調査をすることが必要であることを理由として取締役等が説明を拒むことができなくなる（同条ただし書、会社法施行規則七一条一号イ）。しかし、これは、取締役等に調査のための時間的余裕を与え、株主総会で質問があればそれに回答できるように準備させることを目的としており、事前に質問を通知したからといって、株主総会に株主が出席して当該事項について質問をしなければ、取締役等に回答の義務は生じないとするのが判例・通説（東京高判昭六一年二月一九日判例時報一二〇七号（昭和六一年）一二〇頁（最判昭和六一年九月二五日金融法務事情一四〇号（昭和六一年）一三三頁はこの判断を是認し、上告棄却）、東京地判平成元年九月二九日判例時報一三四四号（平成二年）一六三頁、福岡地判平成三年五月一四日判例時報一三九二号（平成三年）一二六頁、江頭憲治郎『株式会社法（第三版）』（有斐閣・平成二一年）三三三頁注（6）、大隅ほか・前掲一七三頁、奥島ほか編・前掲四七頁以下「久保田光昭」など）である。なお、事前に質問が通知さ

れた事項について、総会当日に株主から質問される前に、あるいは総会当日に株主から質問がないのに、取締役が任意に説明することは特に問題とならない。

取締役による説明の範囲程度は、議案に対する賛否の決定に合理的に必要なか否かで決せられ、説明の範囲程度の判断は個別事案につき、合理的で平均的な株主を基準にすれば足りるとするのが判例・通説（大阪高判平成二年三月三〇日判例時報一三六〇号（平成二年）一五二頁、東京地判平成一六年五月一三日金融・商事判例一一九八号（平成一六年）一八頁、前掲東京地判平成二一年一月一五日、大隅ほか・前掲一七三頁、前田庸・前掲三七〇頁以下、鼻田公明『会社法講義Ⅰ』（中央経済社・平成二一年）一二三頁、石山・前掲一八二頁など）である。質問をした株主が主観的にも議案の内容を理解できるようにするのが理想ではあるが、会社は総会の議事を滞りなく進め、他の株主の質問機会の確保等にも配慮する必要がある。

本件では、①Xが会場において事前質問に対する回答を求め、又は何度も挙手したのに議長から無視され、②Xが指名委員会における執行役の解任基準に関して質問するも指名委員会から回答がなく、説明義務違反があったと主張している。東京地裁はまず①について、Xが総会で質問し

たのは一項目にとどまり、質疑応答は株主の質問がないことを確認したうえで終了したと認定し、Xの主張を退けている。続いて②については、指名委員会における執行役の解任基準については、執行役ではないが議長から指名委員会においてかかる基準が存在することを回答し、かつ、この回答は質問に相応する具体的回答であり、平均的な株主が議決権行使の前提として合理的な理解・判断を行い得る程度のものであるため、Yの取締役等は説明義務を果たしたと認定している。東京地裁による事実の認定を前提とすれば、判例・通説に沿ったこの結論も首肯できる。

吉川 信將